

第1章 環境基本計画とは

1.1 計画の目的

環境基本計画とは、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」（環境基本法より）です。

本市の環境の現状と課題や市民等の声を踏まえたうえで、鳴門市環境基本条例の基本理念に基づき、より良い環境の実現を図るための基本的な考え方や目指すべき望ましい環境像、具体的な取組施策、達成目標を設定し、着実な環境づくりを進めていくための指針となる計画づくりを行います。

1.2 基本理念

環境の保全及び創造の基本的な理念について、鳴門市環境基本条例では以下のように定めています。

『鳴門市環境基本条例』（平成 13 年 4 月 1 日施行）

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
 - 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。

図 1.1 鳴門市環境基本条例

1.3 計画の位置付け

環境基本計画の位置付けは図 1.2 のとおりです。

環境基本計画は、環境に関する総合的な計画として、国の定める環境基本法や第六次環境基本計画に関連する法律や計画を踏まえたうえで、上位計画である鳴門市総合計画、ならびに市の各種計画との整合を図っています。また、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 19 条第 2 項に基づく本市が策定する地球温暖化対策実行計画を第 5 章、第 6 章に含んでいます。

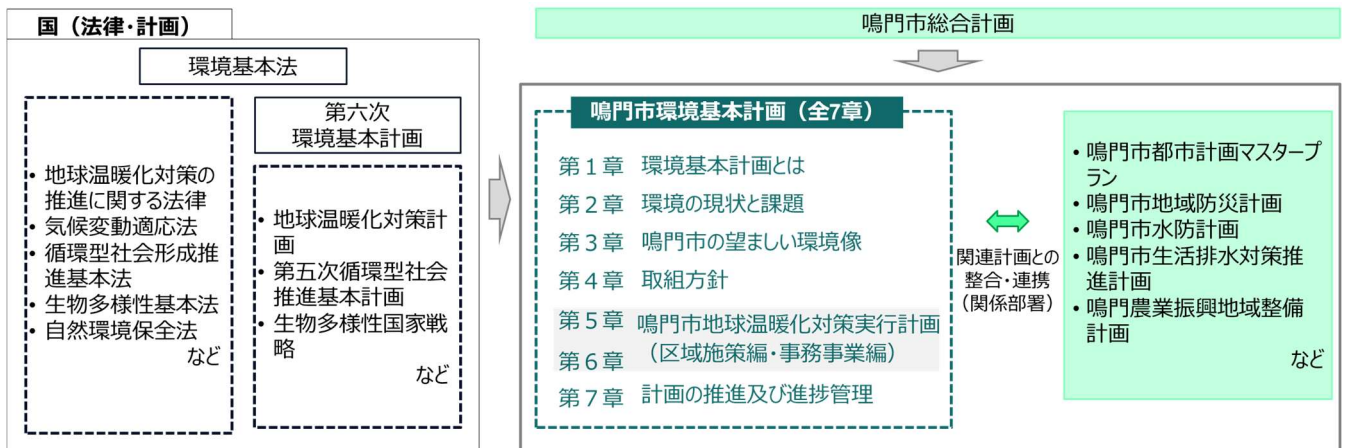


図 1.2 鳴門市環境基本計画と関連計画の関係性

1.4 計画とSDGs とのかかわり

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17 の国際目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成される、令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標です。SDGs の目標はどれか 1 つの達成を目指すものではなく、複数の課題を統合的に解決することを目指しています。

本計画は SDGs の考え方を取り入れ、施策の展開において、環境課題に対して鳴門市ならではのアプローチを行うしつつ、環境課題のみならず社会・経済課題の解決につながることを視野にいれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典) 国際連合広報センター、2021 年

図 1.3 SDGs ロゴと 17 のアイコン

1.5 計画の期間

「なると環境プラン 2004－鳴門市環境基本計画－」（以下「なると環境プラン 2004」）では、50 年先の将来世代を視野にいれた実現すべき望ましい環境像を設定するべく、令和 35（2053）年度を計画の目標年次とし、平成 16（2004）年度から令和 35（2053）年度までの 50 年間で計画の対象期間としています。

また、重点的に取り組む施策については、計画見直しから 8 年間で推進期間とし、令和 14（2032）年度を目標年次とします。

なお、本市の他の計画や取組の進捗状況、環境や社会情勢の変化等との調整を図るため、令和 6（2024）年度に施策や計画内容の見直しを行っています。

今後も、本市の他の計画との整合性や取組の進捗状況との調整を図るため、また本市の環境や法制度等社会的な状況の変化が生じた場合には、必要に応じた施策、計画内容の見直しを行うものとします。

- 望ましい環境像：およそ50年先を視野に設定した実現すべき環境のイメージ
- 基本方針：本市において実現すべき環境づくりの方向性
- 個別目標ごとの取組の方針：50年先までを視野に入れた、個別目標を実現するための取組の考え方
- 取組施策（令和14年度目標）：令和14（2032）年度までの8年間に取組を進めるべき具体的な施策

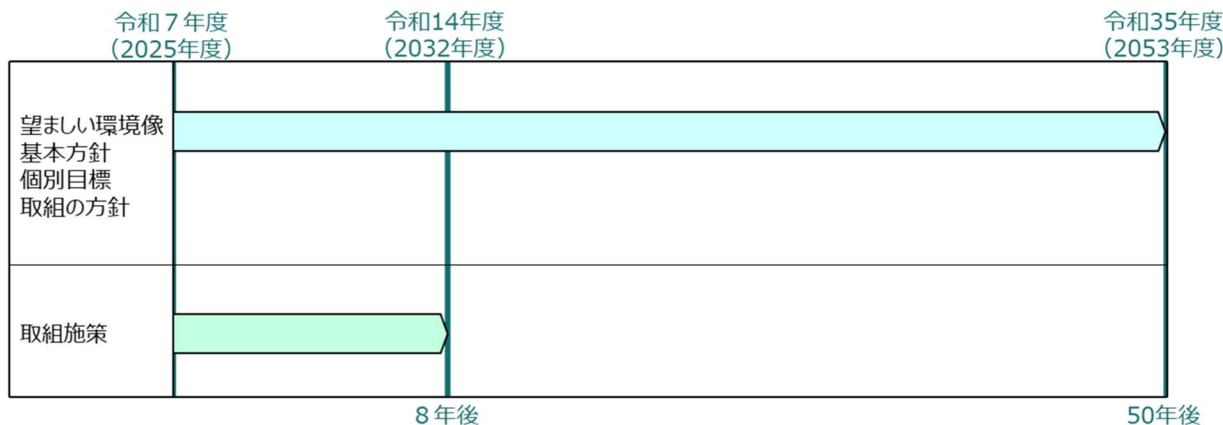


図 1.4 計画期間

1.6 計画の対象地域

計画の対象地域は、鳴門市全域とします。

なお、環境には市町村界、都道府県界、国境はないことから、市域を越えた広域的な考え方や協力体制についても、対象としていくものとします。

1.7 対象とする環境の範囲

環境問題は、私たちの生活のありとあらゆる側面と関連があり、その対象とすべき範囲は非常に広いものです。

計画で扱う環境は、大きく「自然環境」と「社会環境」とに分けられます。それぞれに含まれるさまざまな要素と、それらの相互関係とがおりなす複雑多岐にわたる環境をかんがみながら、計画で取り上げていく取組内容を検討していくものとします。

自然環境とは

人間を含む生きものが生きていくうえでの基盤となる環境。
 土壌、水、大気、太陽エネルギー、森や川・海等のビオトープや自然生態系やそれらの相互的なかかわり、仕組み。

社会環境とは

人間活動に関係する環境。
 生活環境、歴史環境、文化環境、教育環境、都市環境、国際環境等。

1.8 計画策定の経緯等

1.8.1 計画策定の考え方

計画策定においては、下記を基本的な考え方として検討を進めました。

- 21世紀半ばを見通した長期的な視点をもった計画づくり
- 鳴門市らしさを感じられる計画づくり
- 鳴門市の中の地域特性を活かした環境づくり
- 市民をはじめとする、あらゆる主体の参加による計画づくり・環境づくり
- 計画策定後の実効性を担保する仕組み・体制づくり

1.8.2 計画策定の流れ

計画策定の流れを図 1.5 に示します。

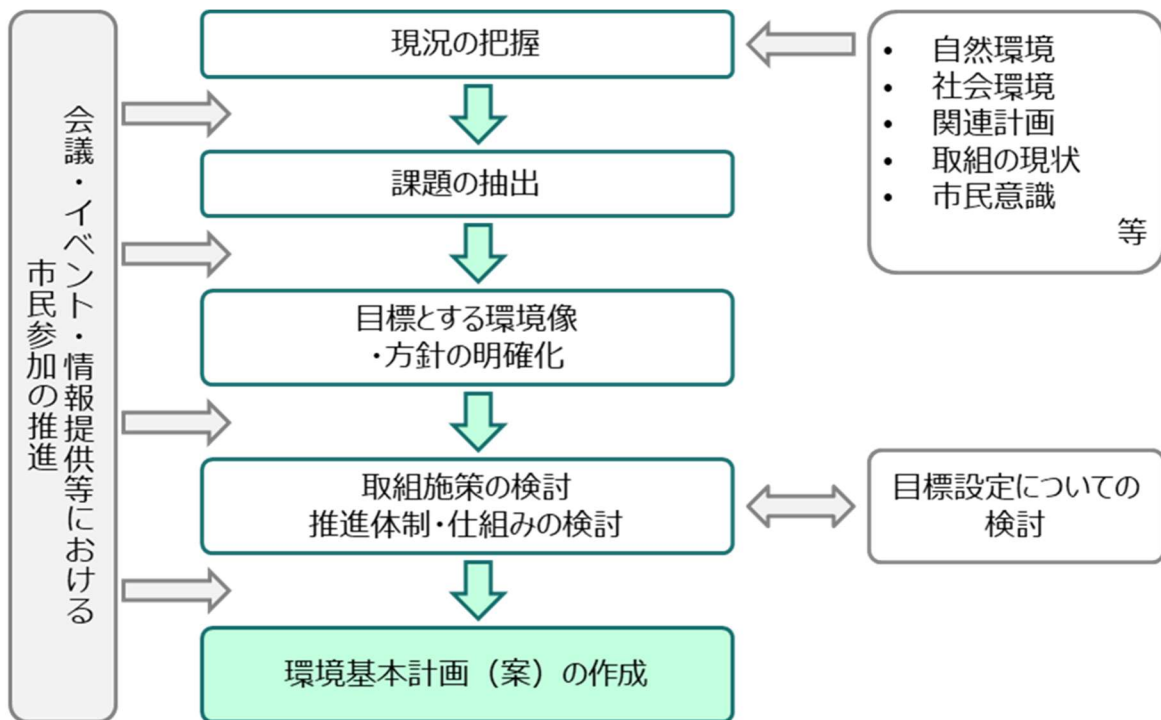


図 1.5 計画策定の流れ

1.8.3 計画策定の体制

図 1.6 のような体制によって計画策定に向けた検討等を行いました。

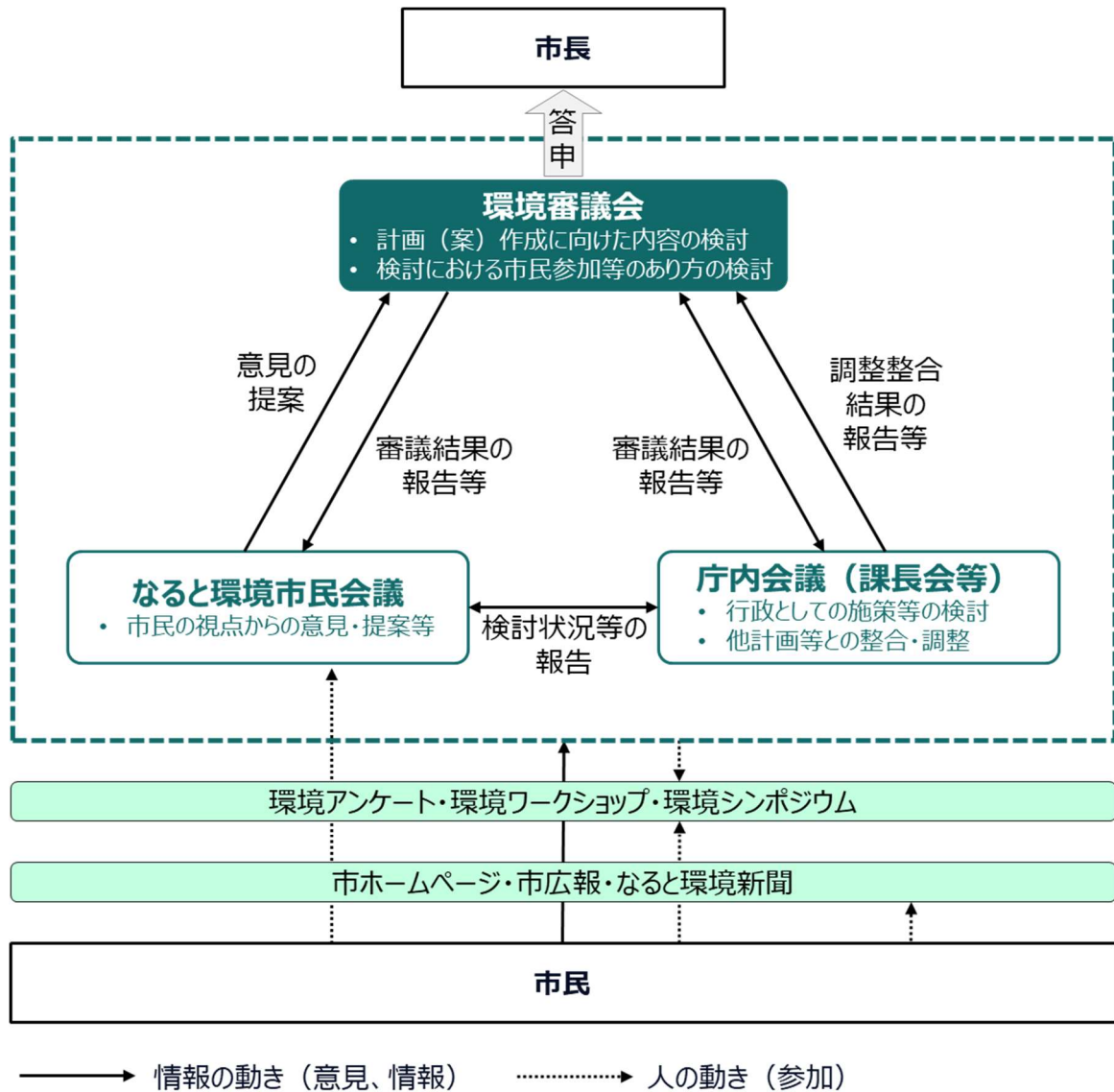


図 1.6 計画策定の体制